

みよし市公共工事前金払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みよし市予算決算会計規則（昭和62年三好町規則第3号。以下「会計規則」という。）第71条に規定する市が発注する公共工事前金払及び中間前金払の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）
- (2) 設計金額が1件300万円以上の建設工事の設計、建設工事の調査、建設工事の用に供することを目的とする機械類の製造及び測量（以下「設計等」という。）

2 前項の規定にかかわらず、予算執行上その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前金払の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

(前金払の割合等)

第3条 建設工事前金払の割合は、契約金額の10分の4を超えない範囲内とする。

- 2 設計等の前金払の割合は、契約金額の10分の3を超えない範囲内とする。
- 3 前払金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額は、これを切り捨てるものとする。
- 4 複数年度にわたる契約（以下「複数年度契約」という。）における前金払については、次のとおり行うものとする。
 - (1) 継続費及び債務負担行為に基づく複数年度契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行う。
 - (2) 繰越明許費に基づく複数年度契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行う。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、設計等において出来高予定額の算定が困難な場合の前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に対して行うものとし、各年度の前払金の額は、当該年度までの年割額の累積額の10分の3から前年度までの前払金の累積額を差し引いた額以内とする。
 - (4) 前3号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、建設工事については契約金額の総額の10分の4、設計等については契約金額の総額の10分の3を超えない範囲内で初年度に前金払をすることができる。

5 市は、前金払をした後において工事の変更等の理由により契約金額を減額した場合は、減額後の契約金額の10分の5以内の額を前金払として認めるものとし、前金払をした金額が、前金払として認めた額を超えたときは、その超えた部分について特別の理由のあるものを除き、返還させるものとする。

(前金払の対象の明示)

第4条 前金払の対象となる工事については、入札公告文、指名通知書又は見積通知書により、入札条件としてあらかじめ入札参加者に対しこれを明示するものとする。

(前金払の請求)

第5条 前金払の請求は、次に定める方法で行う。

- (1) 受注者は、前払金請求書（様式1）及び法第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書を工事担当課に提出し、前払金を請求する。この場合において、当該保証証書がその内容を記録し

た電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「電子証書」という。）である場合には、当該電子証書を閲覧するために必要な情報の提出をもって保証証書の提出に代えることができる。

(2) 工事担当課は、前号に定める請求書を受理した日から14日以内に、前払金の支払を行う。

(3) 工事担当課は、受注者から提出された保証証書（電子証書を含む。）について、契約書類とともに保管するものとする。

（中間前金払の対象）

第6条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている場合に請求を行うことができる。

(1) 契約締結時に前金払を受けていること。

(2) 工期の2分の1を経過していること。

(3) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていることが工程表で確認できること。

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(5) 部分払の請求をしていないこと。

（中間前金払の割合等）

第7条 中間前金払の割合は契約金額の10分の2を超えない範囲内とし、当初の前払金と合計して契約金額の10分の6を超えることはできないものとする。

2 中間前払金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額は、これを切り捨てるものとする。

（中間前金払の請求）

第8条 中間前金払の請求は、次に定める方法で行う。

(1) 受注者は、中間前金払の請求を申請するときは、認定請求書（様式2）に履行報告書（様式3）を添えて、工事担当課に提出するものとする。

(2) 認定請求書の提出を受けた工事担当課は、提出された履行報告書及び関係書類等により工事施工状況を調査するものとする。

(3) 工事担当課は、前号により調査した結果を工事担当部長へ報告し、中間前金払の認定の可否を決定（起案例）するとともに、中間前金払認定（非認定）通知書（様式4）により受注者に通知するものとする。

(4) 前号の通知により、認定を受けた受注者は、中間前払金請求書（様式5）及び保証事業会社（法第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）より発行された保証証書正本（電子証書を閲覧するために必要な情報を含む。）を、工事担当課に提出するものとする。

(5) 工事担当課は、中間前払金請求書を受理した日から14日以内に、中間前払金の支払を行う。

(6) 工事担当課は、受注者から提出された保証証書（電子証書を含む。）について、契約書類とともに保管するものとする。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 みよし市中間前払金取扱要領（平成17年4月1日施行）は平成27年4月1日をもって廃止する

附 則

この要領は、令和２年１２月２３日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前のみよし市公共工事前金払事務取扱要領の規定に基づいて作成されている認定請求書その他の用紙は、改正後のみよし市公共工事前金払事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和３年９月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前のみよし市公共工事前金払事務取扱要領の規定に基づいて作成されている前払金請求書その他の用紙は、改正後のみよし市公共工事前金払事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和６年１２月１５日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第２条、第３条及び様式１の規定は、令和７年４月１日以後に契約を締結する請負契約から適用する。

前 払 金 請 求 書

年 月 日

み よ し 市 長 様

受注者 住 所

氏 名

下記のとおり、前払金を請求します。

記

工 事 名 (委 託 業 務 名)				
路 線 等 の 名 称 (業 務 場 所)				
工 事 場 所 (納 入 場 所)				
契 約 金 額		金. 円		
契 約 年 月 日		年 月 日	工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
前 払 金 額		金. 円		
取 扱 金 融 機 関				
受 取 人	預 金 種 別			
	口 座 番 号			
	口 座 名 義			

認 定 請 求 書			
年 月 日			
みよし市長 様			
受注者 住 所 氏 名			
下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を、履行報告書を添えて請求します。			
工 事 名			
路線等の名称			
工 事 場 所			
契 約 金 額	金. 円	前払金額 (受領済額)	金. 円
契 約 年 月 日	年 月 日	工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
摘 要			

様式3（第8条関係）

履 行 報 告 書

工 事 名：_____

路線等の名称：_____

工 期： 年 月 日～ 年 月 日（工期の中間日： 年 月 日） 報告日： 年 月 日

工 種 等		工 程 表												構 成 率 (A) %	進 捗 率 (B) %	出来高率 (A*B) %	備 考
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月				
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
報告者		現場代理人											計				

- 注 1 工種等及び工程表の欄は適宜増減すること。
- 2 工種別の分類項目及び工種別構成率は、監督員との協議による。
- 3 中間前払金請求時の進捗率の記入に当たっては、事前に監督員と協議すること。

様式 4 (第 8 条関係)

中間前金払認定（非認定）通知書

〇〇〇第 号
年 月 日

様

みよし市長 (印)

年 月 日付けで認定の請求があった下記工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求できる要件を備えていることを認定したので通知します。
(備えていませんでした)

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
契 約 金 額	金. 円
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日

中間前払金請求書

年 月 日

みよし市長 様

受注者 住 所

氏 名

下記のとおり、中間前払金を請求します。

記

工 事 名					
路 線 等 の 名 称					
工 事 場 所					
契 約 金 額		金. 円			
契 約 年 月 日		年 月 日	工 期	自 至	年 月 日 年 月 日
中 間 前 払 金 額		金. 円 （契約金額の %以内）			
前 払 金 額 （ 受 領 済 額 ）		金. 円			
取 扱 金 融 機 関					
受取人	預金種別				
	口座番号				
	口座名義				